

4 循環第 7 4 5 号  
令和 5 年 3 月 1 5 日

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会会長 様

愛知県環境局長  
( 公 印 省 略 )

石綿含有仕上塗材に係る大気汚染防止法等の改正への対応について  
(通知)

日頃は、本県の廃棄物行政の推進につきまして、御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、これまで吹付け工法の石綿含有仕上塗材については、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」とされていましたが、大気汚染防止法の改正（令和 3 年 4 月施行）により、吹付け工法であるか否かにかかわらず、産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」となりました（石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライトを除く。）。

また、併せて「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）」が改正され、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、除去工法によっては、産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合もあると示されました。

つきましては、本県では別添のとおり対応することとしましたので、貴協会会員への周知についてご配慮くださるようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課産業廃棄物グループ  
電 話 052-954-6235（ダイヤルイン）  
ファックス 052-953-7776  
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp